

9 投資

玉田大 **

I. 概要

1. 実体規定（投資章 A 節）

A) 定義（9.1 条）

「対象投資財産」(covered investment) は、一の締約国について当該一の締約国の領域内の他の締約国の投資家の投資財産であって、この協定が効力を生じる日に存在しているもの又はその後設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

「投資財産」(investment) とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての資産であって、投資としての性質（資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む）を有するものをいう。投資財産の形態は次のものを含む。(a) 企業、(b) 株式、出資その他の形態の企業の持分、(c) 債権、社債その他の債務証券及び貸付金（ただし、締約国が他の締約国に貸し付ける貸付金は、投資財産ではない）、(d) 先物、オプションその他の派生商品、(e) 完成後引渡し、建設、経営、生産、特許又は利益配分に関する契約その他これらに類する契約、(f) 知的財産権、(g) 免許、承認、許可及び締約国の法令によって与えられる類似の権利、(h) 他の資産（有体・無体、動産・不動産を問わない）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権。ただし、投資財産は、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を意味しない。

「投資に関する合意」(investment agreement) *とは、締約国の中央政府当局と対象投資財産又は他の締約国の投資家との間の書面による合意であって、以下のいずれかの権利を付与するものである。(a) 天然資源（石油、天然ガス等）に関する権利、(b) 発電・配電等のサービスを提供する権利、(c) 道路・橋・パイプライン等の経済基盤の整備に係る事業を行う権利。

B) 適用範囲（9.2 条）

この章の義務は、次の措置に適用される。(a) 締約国の中央、地域又は地方の政府又は公的機関が採用・維持する措置。(b) 上記の機関によって政府の権限を委任された者が、当該権限を行使するにあたって採用・維持する措置（9.2 条 2）。

** たまだ だい／神戸大学大学院法学研究科教授

* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

C) 他の章との関係 (9.3 条)

この章と他の章が抵触する場合、他の章の規定が優先する (9.3 条 1)。この章の規定は、第 11 章 (金融サービス) が適用される措置には適用しない (9.3 条 3)。

D) 内国民待遇 (9.4 条) *

各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。待遇が同様の状況において与えられるものがあるかどうかは、当該状況の全体 (当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む) によって判断する (脚注 14)。

E) 最恵国待遇 (9.5 条) *

各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。なお、待遇が、同様の状況において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体 (当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものかどうかを含む) によって判断する (脚注 14)。

F) 待遇に関する最低基準 (9.6 条) *

各締約国は、対象投資財産に対し、国際慣習法上の原則に基づく待遇 (公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。) を与える (9.6 条 1)。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、当該基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ追加の実質的な権利を創設するものではない。1 の義務は次の通りである。(a) 「公正かつ衡平な待遇」には、世界の主要な法制に具現された正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの義務を含む。(b) 「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる (9.6 条 2)。締約国が投資家の期待に反する行動をとる又はとらないという事実のみでは、この条の規定の違反を構成しない (9.6 条 3)。締約国が補助金又は贈与を実施・更新・維持しなかった又は修正・減額したという事実のみでは、この条の規定の違反を構成しない (9.6 条 5)。

G) 武力紛争又は内乱の際の待遇 (9.7 条)

武力紛争又は内乱により自国の領域内の投資財産が被った損失に関して自国が採用・維

持する措置について、差別的でない待遇を与える（9.7条1）。

H) 収用及び補償（9.8条）*

いずれの締約国も、(a) 公共の目的のためであること、(b) 差別的なものでないこと、(c) 迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること、及び (d) 正当な法の手続に従って行われるものであること、という要件を満たさない限り、対象投資財産を直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化を実施してはならない（9.8条1）。補償は、(a) 遅滞なく支払われ、(b) 公正な市場価格に相当するものであり、(c) 収用が事前に知られることにより生じた市場価格の変動を反映しないものであり、(d) 完全に換価でき、自由に移転することができるものでなければならない（9.8条2）。補助金若しくは贈与を実施・更新しない決定又はこれらを修正・減額する決定は、(a) 法令又は契約に基づく特定の約束がない場合、あるいは(b) 補助金又は贈与の実施・更新・修正・減額又は維持に付された条件に従って当該決定が行われる場合、当該決定のみをもって収用を構成するものではない（9.8条6）。

D) 移転（9.9条）

各締約国は、対象投資財産に関する全ての移転が、自由かつ遅滞なく行われることを認める。移転には次のものを含める。(a) 資本に対する拠出、(b) 利益、配当、利子、資本利得、使用料、運営報酬、技術支援報酬その他報酬、(c) 対象投資財産の売却・清算からの収入、(d) 融資契約等に基づいて行われる支払、(e) 9.7条及び9.8条に基づく支払、(f) 紛争の結果として生じる支払（9.9条1）。

J) 特定措置の履行要求（9.10条）*

いずれの締約国も、自国の領域における締約国の投資家又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。(a) 物品又はサービスの輸出、(b) 現地調達、(c) ローカルコンテンツの購入・利用・優先、(f) 技術移転、(h) 特定技術の使用、(i) ライセンス契約における特定の使用料やライセンス契約期間の採用（9.10条1）。なお、9.10条1(h)および(i)は、締約国が公共の福祉に係る正当な目的を保護するための措置を採用・維持することを妨げるものではない（9.10条3.(h)）。

K) 経営幹部及び取締役会（9.11条）

いずれの締約国も、対象投資財産である当該締約国の企業に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求してはならない（9.11条1）。締約国は、上記企業の取締役会構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は当該締約国領域の居住者である

ことを要求することができるが、投資家が投資財産を支配する能力を実質的に妨げられないことを条件とする（9.11 条 2）。

L) 適合しない措置（9.12 条）*

9.4 条（内国民待遇）、9.5 条（最恵国待遇）、9.10 条（特定措置の履行要求）及び 9.11 条（経営幹部及び取締役会）の規定は、次のものには適用しない。(a) 現行の措置及び当該措置の継続又は即時の更新で、(i) 中央政府が維持し、附属書 I に記載する措置、(ii) 地域政府が維持し、附属書 I に記載する措置、(iii) 地方政府が維持する措置（9.12 条 1(a)(b)）。同様に、上記の 4 つの規定は、締約国が附属書 II に記載する分野、小分野又は活動に関して採用・維持する措置には適用しない（9.12 条 2）。上記の 4 つの規定は、政府調達および締約国が実施する補助金又は贈与については適用しない（9.12 条 6）。

M) 代位（9.13 条）

締約国が自国の投資家に対し、対象投資財産に関して行った保証、保険契約その他の形態の損害填補に基づいて支払を行う場合、他の締約国は、代位がなければ本章規定に基づき当該投資家が有していたであろう権利の代位又は移転を承認するものとし、当該投資家は、当該代位の限度において当該権利を行使することを妨げられる。

N) 利益の否認（9.15 条）

締約国は、他国投資家であって当該他国の企業であるものが、以下の要件を満たすときは、この章の利益を否認することができる。(a) 非締約国の者又は当該締約国の者によって所有又は支配されている。(b) 当該締約国以外の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないこと（9.15 条 1）。

O) 投資及び環境、健康その他の規制上の目的（9.16 条）*

本章のいかなる規定も、締約国が自国の領域内の投資活動が環境、健康その他の規制上の目的に配慮した方法で行われることを確保するために適当と認める措置を採用・維持・実施することを妨げるものではない。

P) 企業の社会的責任（9.17 条）

締約国は、自国の領域において活動する企業又は自国の管轄下にある企業に対し、企業の社会的責任に関する国際的に認められた基準、指針及び原則であって、自国が承認したものの又は支持しているものを自発的に当該企業内の政策に取り入れるよう奨励することの重要性を再確認する。

2. 投資家と国との間の紛争解決（投資章 B 節）

A) 協議及び交渉（9.18 条）

投資紛争が生ずる場合、申立人及び被申立人は、まず協議及び交渉（あっせん、調停、仲介等の拘束力を有しない第三者による手続の利用を含む）を通じて解決するよう努力すべきである（9.18 条 1）。協議及び交渉の開始を、仲裁廷の管轄権の承認と解してはならない（9.18 条 3）。

B) 請求の仲裁への付託（9.19 条）

被申立人が協議要請を受領した日から 6 箇月以内に投資紛争が解決されなかった場合には、申立人は次のことを行うことができる。(a) 以下の請求を仲裁に付託する。(i) 被申立人が、(A) A 節の義務、(B) 投資の許可、又は (C) 投資に関する合意に違反したこと。(ii) 当該違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を申立人が被ったこと（9.19 条 1(a)）。申立人は、被申立人に対し、仲裁付託する少なくとも 90 日前に、付託意図の書面による通知（「付託の意図の通知」）を送付する（9.19 条 3）。申立人は、9.19 条 1 の請求を次のいずれかに付託することができる。(a) ICSID 条約及び ICSID 仲裁規則による仲裁（被申立人および申立人の締約国の双方が ICSID 条約の当事国である場合に限る）。(b) ICSID 追加的制度規則による仲裁。(c) UNCITRAL 仲裁規則による仲裁。(d) 他の仲裁機関による仲裁。

C) 各締約国の仲裁同意、条件及び制限（9.20 条、9.21 条）

各締約国は、上記仲裁に本協定に従って請求を付託することに同意する（9.20 条 1）。1 の同意及びこの節による仲裁への請求付託は、以下の要件を満たすものとみなす。ICSID 条約第 2 章（センターの管轄権）の規定及び ICSID 追加的制度規則の規定であって、紛争の両当事者の書面による同意に関するもの（9.20 条 2(a)）。仲裁への請求付託は、申立人が、違反が発生したことを知った日又は知るべきであった最初の日から 3 年 6 箇月が経過した場合には行うことができない（9.21 条 1）。

D) 仲裁人の選定（9.22 条）

仲裁廷は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除き、各任命する 1 名の仲裁人および紛争当事者の合意により任命されて仲裁廷の長となる第三の仲裁人から成る 3 人の仲裁人により構成する（9.22 条 1）。事務局長は、仲裁人任命権者としての役割を果たす（9.22 条 2）。

E) 仲裁の実施（9.23 条）

紛争当事者は、仲裁規則による仲裁の法律上の場所について合意することができる (9.23 条 1)。非紛争当事国は、この協定の解釈について仲裁廷に対し口頭で意見を陳述し、又は書面で意見を提出することができる (9.23 条 2)。仲裁廷は、紛争当事者と協議の後、紛争の範囲である事実に関する問題又は法律上の問題についてのアマカス・キュリイの書面による意見を、当該仲裁の手續において重大な利害関係を有する紛争当事者でない者又は団体から受領し、考慮することができる (9.23 条 3)。仲裁廷は、付託された請求が法律上の問題として申立人に有利な裁定を下すことができる請求ではない旨又は請求が明白に法的根拠を欠いている旨の被申立人による異議について、先決問題として取扱い、決定する (9.23 条 4)。仲裁廷は、上記 4 の異議又は紛争が当該仲裁廷の権限の範囲外である旨の異議について迅速に決定する (9.23 条 5)。仲裁廷は、一方の紛争当事者の権利を保全し、又は当該仲裁廷の管轄権を十分に実効的なものとすることを確保するため、暫定的な保全措置を命ずることができる。

F) 仲裁手續の透明性 (9.24 条) *

被申立人は、次の文書を受領した後、非紛争当事国に対し当該文書を速やかに送付し、及び公に入手可能なものとする。(a) 付託の意図の通知、(b) 仲裁の通知、(c) 主張書面、申述書、準備書面、意見書、(d) 仲裁廷の審理の議事録、(e) 仲裁廷の命令、裁定及び決定 (9.24 条 1)。仲裁廷は審理を公開で行う (9.24 条 2)。

G) 準拠法 (9.25 条)

仲裁廷は、「A 節の規定に基づく義務」の違反についての請求が付託される場合、この協定及び関係する国際法の規則に従い、係争中の事案について決定する (9.25 条 1)。仲裁廷は、「投資の許可」又は「投資に関する合意」に基づく請求が付託される場合、次のものを適用する。(a) 関連する投資の許可に適用可能な法規又は関連する投資の許可若しくは投資に関する合意に規定する法規その他紛争当事者が合意する法規、(b) 前記の法規が規定されていない場合は、(i) 被申立人の法令、(ii) 適用のある国際法規則、を適用する (9.25 条 2)。

H) 附属書の解釈 (9.26 条)

被申立人が、違反があったとされる措置について附属書 I 又は附属書 II に記載する適合しない措置の適用範囲内である旨を抗弁として主張する場合、仲裁廷は、当該被申立人の要請があったときは、環太平洋パートナーシップ委員会にその事案についての解釈を要請する (9.26 条 1)。委員会の決定は仲裁廷を拘束する (9.26 条 2)。

D) 裁定 (9.29 条)

仲裁廷は、最終的な裁定を下す場合には、次のいずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。(a) 損害賠償金及び適当な利子、(b) 原状回復（被申立人が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定める）(9.29 条 1)。本章 A 節の違反を主張する請求の場合、申立人は被った損失又は損害のみを回復することができる（9.29 条 2）。仲裁廷は、仲裁手続の費用及び代理人報酬についても裁定を下すことができる（9.29 条 3）。投資の許可から生じる請求の場合、(a) 原状回復が企業に対して行われることを定め、(b) 損害賠償金及び利子支払を命ずる裁定においては、支払が企業に対して行われることを定める（9.29 条 5）。仲裁廷は懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下してはならない（9.29 条 6）。仲裁廷による裁定は、紛争当事者間において、かつ特定の事件に関してのみ拘束力を有する（9.29 条 7）。各締約国は、自国の領域において裁定を執行するために必要な手段を定める（9.29 条 10）。被申立人が最終的な裁定に従わない場合、申立人の締約国が要請を送付した後、28.7 条に従いパネルが設置される（9.29 条 11）。

3. 附属書

J) 収用に関する附属書（附 9B）*

締約国による行為が特定の実事関係において間接的な収用を構成するかどうかを決定する際、次の事項を考慮し、事案ごとに事実に基づいて調査する。(i) 政府の行為の経済的な影響（ただし、締約国による一又は一連の行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない）。(ii) 政府の行為が明確な及び投資に基づく合理的な期待を害する程度。(iii) 政府の行為の性質（附 9B.3(a)）。公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生、公共の安全及び環境等）を保護するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない（附 9B.3(b)）。

K) 公債に関する附属書（附 9G）

締約国は、締約国が発行する債務の購入が商業的な危険を伴うことを認める。締約国の発行する債務の不履行又は支払拒絶に関する本章 A 節の規定による請求について、当該不履行又は支払拒絶が第 A 節に基づく義務の違反を構成することを立証する責任を申立人が果たさない限り、当該申立人にとって有利となる裁定が下されることはない（附 9G.1）。

4. 保険等の非関税措置に関する日米並行交渉に係る書簡

A) 書簡の概要

本書簡は、2013年4月に日米間で交換した「日米間の協議結果の確認に関する書簡」に従い、保険、透明性、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫措置の分野における非関税措置に取り組むこととされたことに関し、日米両政府の認識等について記す文書である（法的拘束力は有さない）。

B) 投資

①日米両政府は、平成26年会社法改正（社外取締役の資格要件強化等）及び同年の東京証券取引所の上場規程改正等（社外取締役である独立役員を確保する努力義務を定める）を確認する。②日本国政府は、取締役が企業価値及び株主の共通の利益を向上させる買収を阻止するために買収防衛策を使用することは不適切であることを認識し、買収防衛策に関する意見及び提言を受け付ける。③規制改革について、日本国政府が外国投資家等から意見及び提言を求め、関係省庁等からの回答とともに規制改革会議に付託し、同会議の提言に従って必要な措置をとる。

II. 解説・コメント

《交渉経緯》 投資章は TPP 交渉における最難関テーマの1つであり、日本国内においても大きな議論を巻き起こした。特に、学界・マスメディア・国会において、投資家対国の紛争解決（ISDS）批判が大々的に展開されてきた。交渉国の中では、豪、ヴェトナム、マレーシアなどは強硬な ISDS 反対論を展開していた。他方、政権交代による豪の態度変更（ISDS 承認）により、ISDS を TPP に盛り込む点について大筋の合意が得られた。なお、TPP 交渉中の日本の態度・立場は詳らかにされていないが、TPP 交渉前後の公式見解からして、米国（ISDS 積極論）と同一歩調をとっていたと思われる。TPP 投資章を概観すると、以下の点を指摘することができる。第1に、TPP 投資章は、[米国モデル BIT \(2012年\)](#) を原型としつつ、新規条文が幾つか組み込まれている（なお、米国モデル BIT は単に投資家・投資財産の保護を目指したものではなく、投資受入国の利益保護のための規定も多く盛り込まれている）。第2に、TPP 投資章は、投資受入国の懸念分野に個別に対応したため、投資受入国の規制権限を十分に温存しつつ、センシティブな分野（例：タバコ規制措置、補助金カット、公債。タバコ、補助金について後述）を ISDS 付託から除外しており、十分に投資受入国側の懸念に対応した内容となっている。

《投資自由化》 TPP 投資章は、「投資保護」だけでなく「投資自由化」を定める。9.4 条は投資財産の「設立」および「取得」段階における内国民待遇を義務付けている。多くの国では外資参入規制が残されているが（例えば、日本の鉱業法 17 条、NTT 法 6 条など）、こうした法令は、外国投資家による投資活動（だけ）を許可していない点で上記の内国民

待遇義務に違反する。換言すれば、投資設立段階での内国民待遇義務の規定は、外資参入規制を廃する効果を持つ点で、「投資自由化」の効果をもつ。日本企業にとって、TPPにおける投資自由化はアジア諸国の市場開放（外資参入規制の撤廃）という点で大きなメリットとなる（とりわけ、ヴェトナムとマレーシアにおける小規模流通産業への参入が可能になると目されている）。他方、同様の義務は日本にも課されるため、原則として外資参入規制は禁止される。ただし、内国民待遇義務の適用を排除するために（外資規制法令を温存するために）、特定業種に関する留保が付されている（「不適合措置」に関する附 I, II を参照）。

《特定措置の履行要求禁止》 投資活動の開始時又は延長時に、投資受入国が特定措置（技術移転、ローカルコンテンツ使用、現地労働者の雇用など）を外国人投資家に要求することがある（特定措置の「履行要求」と呼ばれる）。こうした「要求」は投資活動を阻害するため、投資協定で個別に列挙され、禁止される（履行要求禁止規定）。TPP 投資章では、通常の履行要求禁止項目に加えて、ライセンス契約における「使用料に係る一定の率又は額」あるいは「有効期間に係る一定の期間」の採用の要求を禁じている（9.9 条(i)）。投資受入国がライセンス料率や価額の引き下げを要求する場合、同条項の違反を主張することが可能となる。なお、この種の規定は TPP が初めてではない。例えば、[日=ミャンマー-BIT](#)（2013 年署名、2014 年発効。[\[英文はこちら\]](#)）第 6 条の「注釈」では、「使用料の率又は額として、一定の水準を下回る率若しくは額を申し込み、又は一定の水準を下回る率若しくは額の申込みを承諾すること」を「明示的又は黙示的」に要求することが禁じられている。

なお、TPP 投資章では、「知的財産権」（intellectual property rights）が「投資財産」に含まれており（9.1 条“investment” (f)）、ライセンス契約上のロイヤリティ（使用料）も「投資財産」に該当すると考えられる。ただし、TPP 投資章は、「知的財産」それ自体の定義規定を置いておらず、この点で[日中韓投資協定](#)（2012 年署名、2014 年発効。[\[英文はこちら\]](#)）に比べて曖昧な部分が残る。日中韓投資協定第 1 条の「注釈」は、「投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない」と規定しており、「使用料」（ロイヤリティ）が投資財産として保護されていることが明記されている。

《投資合意の紛争解決》 投資協定によっては、投資家と投資受入国の間の合意（契約）の遵守を投資受入国に求める条項（「合意遵守条項」又は「傘条項」と呼ばれる）が盛り込まれているが、TPP 投資章にはこの条項が設けられていない。他方で、投資章 B 節（ISDS 節）では、「投資に関する合意」（investment agreement）から生じる紛争を ISDS に付託することが認められている（9.18 条 1(a)(i)(C)）。ここで、「投資に関する合意」とは、(a) 天

然資源に関する権利、(b) 公共サービス（発電、配水等）を提供する権利、(c) インフラ（道路、ダム等）の整備事業の権利、を付与する合意（投資家と投資受入国の間の合意）である（9.1 条 “investment agreement” (a)(b)(c)）。例えば、投資家と投資受入国の間でインフラ整備に拘わる契約を締結した場合、当該契約の違反に起因する紛争について ISDS に付託することが可能であり、その結果、傘条項と同じ効果が得られる。こうした規定の仕方は、[米国モデル BIT \(2012 年\)](#) を做ったものである。

《規制権限の保護》 TPP 投資章は、投資受入国による正当な規制権限 (regulatory power, police power) の行使を保護している。すなわち、個別の条文において、投資受入国の「公共の福祉に係る正当な目的」 (legitimate public welfare objectives) が TPP 投資章の義務違反を構成しないことが明記されている。

	規定内容	条文
収用	「公共の衛生、公共の安全および環境といった公共の福祉に係る正当な目的を保護するためにとられた差別的でない規制措置は、間接受用を構成しない」。	附 9B (収用) 3 条(b)
内国民待遇・最恵国待遇	「同様の状況」 (like circumstances) の判断に際して、「当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む）によって判断する」。	9.4 条脚注 14
特定履行禁止	技術利用要求 (T9.9 条 1(h)) およびロイヤリティ変更要求 (9.9 条 1(i)) に関しては、「締約国が公共の福祉に係る正当な目的を保護するための措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない」。	9.10 条 3(h)

このように、収用（間接受用）、内国民待遇・最恵国待遇、特定措置履行要求禁止の判断に際して、投資受入国の措置が「公共の福祉に係る正当な目的」に基づくものである場合は、TPP の違反とはみなされない。なお、同趣旨の規定として、投資活動が「環境、健康、その他の規制上の目的」に配慮した方法で行われることを確保するための措置を投資受入国が採用・維持することも認められている（9.16 条）。

《不適合措置（留保）》 TPP 9.12 条（不適合措置）は、9.4 条（内国民待遇）、9.5 条（最

恵国待遇)、9.9 条 (特定措置の履行要求) および 9.10 条 (経営幹部及び取締役会) が附属書 I 及び附属書 II に掲載される業種には適用されないと規定する。附属書 I と附属書 II はいずれも「越境サービス貿易及び投資の不適合措置」に関する締約国の個別表 (Schedule) である。附属書 I は「現行の措置」を対象とし (「現在留保」)、附属書 II は今後採用又は維持できる不適合措置を対象とする (「包括的留保」) (9.12 条 1, 2 参照)。不適合措置 (留保) については本解説 「10.2 投資・サービス章留保表 (附属書 I & II)」を参照。

《補助金》 TPP 投資章は、補助金に関する特別規定を設けている。第 1 に、「補助金[…]を実施せず、更新せず、若しくは維持しない」場合、この決定だけでは収用には該当しない (9.8 条 6)。第 2 に、公正衡平待遇義務の違反も構成しない (9.6 条 5)。第 3 に、内国民待遇義務 (9.4 条)、最恵国待遇義務 (9.5 条)、経営幹部取締役会規定 (9.11 条) について、いずれも補助金又は贈与 (政府による支援される借款等も含む) には適用されない (9.12 条 6.(b))。以上より、補助金交付を前提として外国投資家が投資活動を開始したにも拘わらず、後に投資受入国側が補助金の減額・停止を決定した場合であっても、およそ TPP 投資章の違反を主張し得ないことになる。

《タバコ規制措置》 タバコ規制措置に起因する紛争については ISDS 付託が認められていない (例外に関する 29 章の 29.5 条)。 [豪がフィリップ・モリス社から ISDS に紛争を付託された事案](#) (香港=豪 BIT に依拠した仲裁付託事案) が豪における ISDS 批判の根源となった。TPP 投資章では、本件に起因する懸念を払拭するために除外条項が設けられたと考えられる。なお、上記の案件に関しては、 [2015 年 12 月 18 日に仲裁廷 \(常設仲裁裁判所\) が管轄権を否定する判断](#)を下している。

《ISDS の利用可能性》 TPP 投資章では ISDS 手続の利用が認められており、日本 (日本の投資家) にとっては、従来の ISDS よりもその利用可能性が拡大している。第 1 に、EPA が締結されていなかった国 (米国、カナダ、ニュージーランド) について、新たに ISDS の利用が可能となった。同時に、これらの国々の投資家を受け入れる側 (投資受入国) として、ISDS を利用される (日本政府が仲裁に被申立人として訴えられる) 可能性もある。第 2 に、豪との関係では、 [日豪 EPA](#) (2014 年署名、2015 年発効。 [\[英文はこちら\]](#)) では ISDS 条項が設けられていなかったが、TPP 投資章を通じて日豪間でも ISDS の利用が可能となった。第 3 に、従来の日本の EPA でカバーできていなかった点について、ISDS の対象となった。すなわち、マレーシア (内国民待遇違反や特定措置履行要求違反は従来対象外) とシンガポール (最恵国待遇違反は従来対象外) について ISDS の利用可能性が拡張されている。

《ISDS 手続の公開・透明性》 国際商事仲裁が法人間の紛争解決であり、当事者主義に基づく非公開が原則であるのに対して、国際投資仲裁（ISDS）は被申立人が国家（投資受入国）であり、かつ投資受入国の公益に拘わる争点が多いため、公開・透明性が強く求められてきた。そこで TPP 投資章では、全ての事案の判断内容等を原則として公開することが義務付けられている。すなわち、被申立国は仲裁廷の命令、裁定および決定を公開することが義務付けられており（9.24 条 1(e)）、仲裁廷は「審理を公開で行」う（9.24 条 2）。また、情報非公開・情報保護のための詳細な規定が設けられている（9.24 条 2, 3, 4, 5）。

III. 備考および更新情報

該当情報なし。